

昭和二十四年十一月二十四日提出
質問 第六七号

舞鶴引揚援護庁関係勤務者に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十四年十一月二十四日

提出者 河田 賢治

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

舞鶴引揚援護庁関係勤務者に関する質問主意書

引揚業務終了後、援護庁関係の職員の身分はどうか。又退職金は、どんな基準にて支給されるか。くわしく回答されたい。なお、継続的に使用されている臨時工も職員なみに取り扱うことができるか。

右質問する。